

厚生科学審議会感染症部会 薬剤耐性(AMR)に関する小委員会
抗微生物薬適正使用(AMS)等に関する作業部会 設置要項

平成 28 年 12 月 5 日
薬剤耐性(AMR)に関する小委員会決定

1 設置の趣旨

近年の薬剤耐性(Antimicrobial Resistance: AMR)対策を進める機運の高まりのなかで、抗微生物薬の適正使用(AMS)の重要性が指摘されている。

平成 28 年 4 月 5 日に策定された「薬剤耐性(AMR)対策アクションプラン」においても抗微生物薬の適正使用(AMS)は重要分野の一つとして取り上げられている。

AMR 対策に係る重要事項のうち抗微生物薬適正使用(AMS)等の分野について審議するため、「厚生科学審議会感染症部会薬剤耐性(AMR)に関する小委員会の設置について」(平成 28 年 6 月 10 日厚生科学審議会感染症部会決定)に基づき、作業部会を設置する。

2 作業部会の所掌事務

薬剤耐性(AMR)アクションプランに定められた対策のうち、抗微生物薬の適正使用(AMS)等に係る専門的・技術的事項について調査審議を行う。

3 作業部会の運営

1. 作業部会の運営は、「厚生科学審議会感染症部会薬剤耐性(AMR)に関する小委員会の設置について」に定めるところによるほか、この決定の定めるところによる。
2. 作業部会の庶務は、厚生労働省健康局結核感染症課が行う。